各室・本部の長 殿 各支社長 殿

技術本部長

調査等成績評定要領

調査等における成績評定に関する手続を、下記のとおり定めたので、これにより適切に実施されたい。

記

第1条(目的)

この要領は、東日本高速道路株式会社が請負契約を締結した調査等の成績評定(以下「評定」 という。)を行うにあたっての必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって調査 等の競争参加者及び技術者の適正な評価に資することを目的とする。

第2条 (評定の対象)

評定の対象は、原則として1件の最終の請負代金額が250万円以上の調査等について行うものとする。

ただし、次の各号に掲げる内容に適合した場合は除くものとする。

- 一 施工(調査等)管理業務
- 二 自然災害や人為災害が発生したために破損した道路、又は自然災害や人為災害が発生したことにより破損の恐れがある道路の応急措置を目的とした緊急的に行う調査等を理由とする随意 契約の調査等
- 三 申込委託を行った調査等

第3条 (評定者)

評定は、次の各号に掲げる者(以下「評定者」という。)が行うものとする。

一 検査員 : 別に定める「契約の履行に関する監督及び検査要領」(以下「監督検査要

領」という。)第14条に規定する検査員

二 総括技術評価員: 監督検査要領第4条に規定する当該調査等の監督員

三 主任技術評価員: 監督検査要領第5条に規定する当該調査等の主任補助監督員

なお、契約責任者が監督検査要領第4条の規定に基づき、自らを補助する者を置かない場合は、契約責任者自らが総括技術評価員及び主任技術評

価員の評価項目の評価を行うものとする。

第4条 (評定の時期)

評定者は、完了検査を実施したときは速やかに評定を行うものとする。 なお、一部完了検査の場合を除く。

第5条 (評定の内容)

評定は、次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- 一 専門技術力
- 二 管理技術力
- 三 コミュニケーション力
- 四 取組姿勢
- 五 成果品の品質
- 六 業務執行に係る過失等の状況

第6条 (評定の方法)

評定者は、監督の状況や検査の状況の結果を踏まえ、調査等毎に的確かつ公正に評定を行うものとする。

- 2 評定者は、業務の内容に応じて採点表(別紙1~3)により評価を行うものとする。
- 3 評定者は、前項の評価により得られた結果を基に評定点集計表(別紙4)を作成するものとする。

第7条 (評定結果の報告)

検査員は、前条により完了評定を行ったときは、5日以内(休日を除く。以下同じ。)に第7条 3項で作成した採点表及び評定点集計表を検査責任者に報告するものとする。

- 2 検査責任者は、報告を受けたときはその内容を確認した後に完了評定表(別記様式第1号)及 び調査等成績評定通知書(別記様式第2号)並びに項目別評定点(別記様式第2号別表)を作成 するものとする。
- 3 検査責任者は、前項により完了評定表及び調査等成績評定通知書並びに項目別評定表を作成した場合は、速やかに契約責任者に報告するものとする。
- 4 検査責任者が自ら検査員となり評定を行う場合にあっては、1項に規定する報告は省略するものとする。

第8条 (評定結果の通知)

契約責任者は、前条3項により検査責任者から評定結果の報告を受けたときは、当該調査等の 受注者に対して、速やかに評定の結果を書面(別記様式第2号及び別記様式第2号別表)により 通知するものとする。

第9条 (評定の修正)

契約責任者は、第8条の通知をし、契約不適合責任、競争参加資格停止等措置及びその他契約 違反に該当する事実が判明した場合等は、関連する評定項目の評定結果を修正するものとする。

2 契約責任者は前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該調査等の受注者に対して 修正した評定の結果を第8条に規定する書面により通知するものとする。

第10条(説明請求の受付)

契約責任者は、第8条又は第9条により評定結果の通知を行った場合は、当該調査等の受注者から評定の内容について説明請求を受け付けるものとする。

2 説明請求は、評定結果の通知を行った日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。) 以内に、説明請求書(別記様式第3号)により持参、書留郵便または電子メールで受け付けるものとする。

第11条(説明請求に対する回答)

契約責任者は、前条により当該調査等の受注者から評定の内容に関する説明請求を受けたときは、検査責任者及び評定者を委員として含む技術審議会の審議を経て、審議の報告を受けた日から起算して7日以内(休日を含まない。)に調査等成績評定に係る説明書(回答)(別記様式第4号)により回答するものとする。

2 契約責任者が事務所の長の場合において、前項の回答を行った場合は、事務所の長は説明請求書及び調査等成績評定に係る説明書(回答)の写しを支社の長に対し提出するものとする。

第12条 (再説明請求の受付)

支社の長は、契約責任者が前条により説明請求の回答を行った場合は、当該調査等の受注者が回答の内容に不服がある場合は再説明請求を受け付けるものとする。

2 再説明請求は、前条により説明請求に対する回答を行った日から起算して7日(休日を含まない)以内に、再説明請求書(別記様式第5号)により持参、書留郵便または電子メールで受け付けるものとする。

第13条(再説明請求に対する回答)

支社の長は、前条により当該調査等の受注者から回答内容に不服があり再説明請求を受けたときは、速やかに、「入札監視委員会の設置に関する規程」(平成17年規程第34号)により設置される入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に審議を依頼するものとする。

なお、入札監視委員会の審議に係る具体的な手続は、入札監視委員会規程等によるものとする。

2 支社の長は、前項の審議の報告を受けた日から起算して7日以内(休日を除く。)に調査等成績 評定に係る再説明書(回答)(別記様式第6号)により回答するものとする。

第15条 (評定結果等の公表)

契約責任者は、次の各号の手続を行ったときは、「契約情報公表要領」(平成24年3月23日付け東高技調第419号・東高技管第59号技術本部長)に基づき公表を行うものとする。

- 一 第8条に基づき評定結果を通知または第9条に基づき評定の修正を行ったときは、調査等成績評定通知書(別記様式第2号及び別表)
- 二 第 11 条に基づき説明請求に対する回答を行ったときは、調査等成績評定に係る説明書(回答) (別記様式第 4 号)
- 三 第 13 条に基づき再説明請求に対する回答を行ったときは、調査等成績評定に係る再説明書 (回答)(別記様式第6号)

《附則》

1. この要領は、令和3年4月1日以降に契約締結を行う調査等から適用するものとする。

以 上